

最終変更申請日 平成 29 年 2 月 16 日

申 請 許可日 平成 29 年 3 月 1 日

社会福祉法人 前橋あそか会 定款

社会福祉法人前橋あそか会定款

第一章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、『自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援や心身ともに健やかに育成されること』を目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人短期入所事業の経営

(ニ) 相談支援事業の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(ト) 児童の福祉の増進について相談に応じる事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人前橋あそか会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を群馬県前橋市江木町1231番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員11名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者(租税特別措置法第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、この法人が別に定める役員等報酬規程の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。但し、評議員一人あたり月額30,000円までとする。

第三章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (11) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、3月に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、開催することができる。

(招 集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

理事 10名

監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 18 条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係があ

る者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び常務理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員等報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

- 第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

- 第25条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

- 第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
2 理事会に議長を置き、議長は理事長とする。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 評議員選任・解任委員の選任及び解任

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録より同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 当該理事会に出席した理事長及び監事が議事録に記名押印をする。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)	前橋市江木町字西新田 1245 番 1	雑種地	1 筆	面積	1, 779. 00 平方米
(2)	前橋市江木町字西新田 1245 番 4	雑種地	1 筆	面積	1. 96 平方米
(3)	前橋市堤町字上原間 542 番 13	宅地	1 筆	面積	2, 800. 37 平方米
(4)	前橋市堤町字上原間 542 番 93	宅地	1 筆	面積	47. 24 平方米
(5)	前橋市堤町字上原間 542 番 71	宅地	1 筆	面積	1, 687. 77 平方米
(6)	前橋市堤町字上原間 542 番 94	宅地	1 筆	面積	232. 55 平方米
(7)	前橋市堤町字上原間 542 番 90	宅地	1 筆	面積	469. 65 平方米
(8)	前橋市堤町字上原間 555 番 20	山林	1 筆	面積	563. 00 平方米
(9)	前橋市堤町字上原間 555 番 22	雑種地	1 筆	面積	389. 00 平方米
(10)	前橋市堤町字上原間 550 番 1	山林	1 筆	面積	851. 00 平方米
(11)	前橋市堤町字上原間 550 番 2	山林	1 筆	面積	640. 00 平方米
(12)	前橋市江木町字西新田 1245 番 2	公衆用道路	1 筆	面積	253. 00 平方米
(13)	前橋市江木町字西新田 1225 番 1	宅地	1 筆	面積	1, 810. 68 平方米

- (14) 前橋市江木町字西新田 1225 番 2 宅地 1 筆 面積 1 3 7 . 9 0 平方米
- (15) 前橋市江木町字西新田 1231 番 1 宅地 1 筆 面積 2 0 , 4 1 7 . 8 9 平方米
- (16) 前橋市江木町字西新田 1231 番地 1、1231 番地、1245 番地 2 所在
赤城野荘の建物
- コンクリートブロック造陸屋根平家建 (家屋番号 1231 番の 14)
浴室棟 1 棟 面積 5 7 . 9 6 平方米
- 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 (家屋番号 1231 番の 15)
管理訓練棟 1 棟 1 階面積 5 0 2 . 5 4 平方米
2 階面積 2 8 6 . 9 1 平方米
1. 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 居室棟 (男子寮)
1 棟 面積 5 6 4 . 4 5 平方米
2. 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 居室棟 (女子寮)
1 棟 面積 3 0 8 . 9 5 平方米
3. 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 ボイラー室 1 棟 面積 1 2 . 0 0 平方米
4. 鉄骨造陸屋根平家建 洗濯室 1 棟 面積 1 1 2 . 9 6 平方米
- 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 医務・訓練棟 (家屋番号 1231 番 1 の 2)
1 棟 面積 3 3 2 . 4 5 平方米
- 木造アルミニウム板葺平家建 あかぎの工房 (家屋番号 1231 番 1 の 4)
1 棟 面積 8 2 . 8 1 平方米
1. 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫 1 棟 面積 2 6 . 4 9 平方米
- 光明園の建物
- 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 (家屋番号 1231 番 1 の 7)
1 棟 1 階 面積 5 1 7 . 2 6 平方米
2 階 面積 5 1 3 . 3 1 平方米
- 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 (家屋番号 1231 番 1 の 6)
作業所 1 棟 面積 4 4 . 7 1 平方米
- (17) 前橋市堤町字上原間 542 番地 71、542 番地 13、江木町字西新田 1245 番地 1 所在
たんぼぼホームの建物 (家屋番号 542 番 71 の 3)
- 木造瓦葺平家建 1 棟 面積 2 4 3 . 4 6 平方米
1. 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 1 棟 面積 9 6 . 0 0 平方米
- (18) 前橋市江木町字西新田 1231 番地 1、前橋市堤町字上原間 542 番地 14 所在
たんぼぼ学園の建物 (家屋番号 1231 番の 16)
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 1 棟 面積 5 8 9 . 7 7 平方米
- (19) 前橋市江木町字西新田 1231 番地 1、1225 番地 1・2 所在
やすらぎ園及びやすらぎ園デイサービスセンターの建物 (家屋番号 1231 番 1)
鉄筋コンクリート造ルーフィング・鋼板葺 2 階建 1 棟
- 1 階 面積 1 8 1 5 . 5 3 平方米
2 階 面積 1 0 9 . 5 3 平方米
1. 鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺 2 階建 1 棟
- 1 階 面積 2 3 4 . 2 7 平方米
2 階 面積 1 2 9 . 5 5 平方米
- (20) 前橋市江木町 1231 番地 1 所在
地域交流ホームあそか会館の建物 (家屋番号 1231 番 1 の 3)
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1 棟 面積 8 6 3 . 0 2 平方米
コンクリートブロック造鋼板葺平家建 機械室 1 棟 面積 6 . 4 0 平方米
- (21) 前橋市江木町字西新田 1231 番地 1 所在
ルンビニー苑の建物 (家屋番号 1231 番 1 の 5)
鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根平家建 1 棟 面積 1 , 5 9 1 . 1 9 平方米
- (22) 前橋市江木町字西新田 1231 番地 1 所在
赤城野荘・ルンビニー苑調理棟 (家屋番号 1231 番の 17)

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建	1棟	1階面積	230.46 平方米
		2階面積	55.26 平方米
(23) 前橋市堤町字上原間 5 4 2 番 9 0 所在			
あかぎのホームの建物 (家屋番号 542 番 90)			
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1棟	面積	159.82 平方米
(24) 前橋市堤町字上原間 5 4 2 番 9 4, 5 4 2 番 9 3 番地所在			
あかぎのホームの建物 (家屋番号 542 番 94)			
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1棟	面積	108.48 平方米

3. その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第 40 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 収益事業用財産は、第 41 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
6. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きを取らなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、前橋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、前橋市長の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類に

については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第39条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第七章 公益を目的とする事業

(種 別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
 - (2) 市町村地域生活支援(日中一時支援)の事業
 - (3) 前橋市地域包括支援センター桂萱の事業
 - (4) 介護予防支援の事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種 別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 厩橋病院内の売店設置の事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示

第 283 号に掲げるものに限る) に充てるものとする。

第九章 解散

(解 散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十章 定款の変更

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、前橋市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を前橋市長に届け出なければならない。

第十一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、社会福祉法人前橋あそか会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 47 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	明 峯	鎌 弐
常 務 理 事	須 藤	早 太 郎
理 事	木 村	全 忠
理 事	白 石	賢 海
理 事	加 藤	具 成
理 事	高 橋	清 太 郎
理 事	前 田	忠 重
理 事	庭 地	大
監 事	瀧 澤	靈 秀
監 事	熊 田	道 順
監 事	鈴 木	賢 三

厚生省収兎 第524号

社会福祉法人前橋あそか会設立許可書

社会福祉法人前橋あそか会

設立代表者 明峯 鎌弐

昭和42年8月18日付けで申請のあった社会福祉法人前橋あそか会の設立を社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第29条第1項の規定により認可する。

昭和42年9月30日

厚生大臣 坊 秀 男 厚生大臣印

厚生省収兎 第298号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

昭和43年3月13日付けで申請のあった定款の一部変更を許可する。

昭和43年4月23日

厚生大臣 園 田 直 厚生大臣印

厚生省収兎 第94号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

昭和43年12月9日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。

昭和44年2月26日

厚生大臣 齋 藤 昇 厚生大臣印

厚生省収令 第676号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
昭和49年12月17日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
昭和50年7月14日
厚生大臣 田中正巳 厚生大臣印

厚生省収令 第1409号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
昭和52年5月30日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
昭和52年11月21日
厚生大臣 田中美智雄 厚生大臣印

厚生省収令 第650号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
昭和59年7月28日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
昭和60年11月14日
厚生大臣 増岡博之 厚生大臣印

厚生省収令 第660号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
昭和60年3月1日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
昭和60年11月27日
厚生大臣 増岡博之 厚生大臣印

群馬県指令障 第95号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
平成8年8月27日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
平成8年9月24日
群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第49号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
平成9年6月19日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
平成9年6月27日
群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第122号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
平成10年12月25日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
平成11年3月26日
群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第47号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
平成11年5月21日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
平成11年6月11日
群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第84号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
平成11年7月14日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
平成11年8月17日
群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第306-35号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書
社会福祉法人前橋あそか会
平成13年7月13日付けで申請のあった定款の一部変更を認可する。
平成14年1月31日
群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第335-30号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成15年12月18日付けで申請のありました定款変更について、
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第43条第2項で準用する同法第32条
の規程によりを認可します。

平成16年1月20日

群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第335-16号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成16年4月8日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条第2項で準用する同法第32条の規程により
認可します。

平成16年6月24日

群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第813-19号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成17年7月29日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条第2項で準用する同法第32条の規程により
認可します。

平成17年8月30日

群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第813-22号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成18年7月13日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条第2項で準用する同法第32条の規程により
認可します。

平成18年7月25日

群馬県知事 小寺弘之 群馬県知事印

群馬県指令障 第813-33号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成19年10月11日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
(昭和26年法律第45号)第43条第2項で準用する同法第32条の規程により
認可します。

平成19年10月17日

群馬県知事 大澤正明 群馬県知事印

前橋市指令障 第48号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成21年5月20日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
(昭和26年法律第45号)第43条の規程により認可します。

平成21年6月1日

前橋市長 高木政夫 前橋市長印

前橋市指令障 第74号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成21年6月19日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
(昭和26年法律第45号)第43条の規程により認可します。

平成21年6月22日

前橋市長 高木政夫 前橋市長印

前橋市指令(社) 第A26号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成23年3月9日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
(昭和26年法律第45号)第43条の規程により認可します。

平成23年3月30日

前橋市長 高木政夫 前橋市長印

前橋市指令（社） 第A-9号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成23年6月20日付けで申請のありました定款変更について、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条の規程により認可します。

平成23年6月28日

前橋市長 高木政夫 前橋市長印

前橋市指令（社） 第A-2号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成24年4月5日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき認可します。

平成24年4月13日

前橋市長 山本龍 前橋市長印

前橋市指令（社） 第A-10号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成25年6月11日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき認可します。

平成25年6月18日

前橋市長 山本龍 前橋市長印

前橋市指令（社） 第A-1号
社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成26年4月4日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉法
（昭和26年法律第45号）第43条の規定に基づき認可します。

平成26年4月14日

前橋市長 山本龍 前橋市長印

前橋市指令（社）第 A-12 号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成 28 年 8 月 5 日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 43 条の規定に基づき認可します。

平成 28 年 8 月 17 日

前橋市長 山本 龍 前橋市長印

前橋市指令（社）第 A-51 号

社会福祉法人前橋あそか会定款一部変更認可書

社会福祉法人前橋あそか会

平成 29 年 2 月 16 日付けで申請のあった定款の一部変更については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 43 条の規定に基づき認可します。

平成 29 年 3 月 1 日

前橋市長 山本 龍 前橋市長印

2. この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。